第23期 第17回 足立区農業委員会会議議事録

- 1 日 時 平成30年12月13日(木)午後4時
- 2 場 所 足立区役所 中央館 8 階 災害対策本部室
- 3 出席の委員 1 荒堀安行 2 宇佐美一彦 3 内田宏之 4 鹿濱徳雄
 - 5 田中太郎吉 6 馬場博文 7 横山恭臣 8 齋藤悦康
 - 9 寳谷 実 10 吉田 勉 11 星野信雄
- 4 欠席の委員 な し
- 5 出席の職員 事務長 望月義実 事務主査 篠崎 努 主 事 江橋享佑 主 事 築出大典
- 6 議事日程
- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第29号 相続税納税猶予に係る特例農地等における3年毎の農業経営継続 証明の発行について
 - 議案第30号 都市農地貸借円滑化法に基づく特定都市農地貸付けの承認につい て
- 日程第3 報告事項 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理 通知書発行に関する報告について
 - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届の受理 通知書発行に関する報告について
 - (3) 生産緑地の買取りについて
 - (4) 国有農地の一時使用の完了について
- 日程第4 協議事項 (1) 平成30年度国有農地現地調査の実施結果について

7 議事

荒堀会長 只今から、第17回足立区農業委員会会議を開会いたします。

はじめに、日程第1、『議事録署名委員の指名について』です。

私の方から、議席順に指名いたします。馬場委員、横山委員の両名にお 願いいたします。

荒堀会長 次に、日程第2、議案第29号、『相続税納税猶予に係る特例農地等に おける3年毎の農業経営継続証明の発行について 』です。

本件について、事務局から説明願います。

(議案第29号の2件について、事務局主事が農業相続人、特例適用農地、相続開始年月日、現地確認日について説明。)

荒堀会長 それでは、私から1件目と2件目ともに報告いたします。

1 1月30日に私と事務局2名とで現地を調査しました。(作付状況を説明。)皆様のご意見も伺いながら、農業経営継続証明の発行について判断したいと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

本件について、質問がございましたら、お受けいたします。また、皆様のご意見を頂戴したいのですが、いかがでしょうか。

齋藤委員農業相続人は、現在おいくつですか。

主 事 (農業相続人の年齢を回答。)

吉田委員 写真にある農作物の肥培管理は、実際のところ誰が行っているのですか。

荒堀会長農業相続人が、ご自身で管理されているとのことです。

荒堀会長 それでは、只今の説明のとおり、農業経営継続証明を発行することとい たします。

(了承)

荒堀会長 次に、議案第30号、『都市農地貸借円滑化法に基づく特定都市農地貸 付けの承認について 』です。

本件について、事務局から説明願います。

(事務局主事が議案書に従い、申請者、所有者、申請地、貸付期間及び基本利用料、募集方法及び選考方法、運営業務、施設整備、利用者及び稼働率、開設予定日、農業委員会としての判断基準について説明。)

荒堀会長 只今の説明について、ご質問はありますか。

荒堀会長 地図上の申請対象外地とされている箇所は、相続税等の納税猶予特例の 適用は受けているのですか。

主 事 相続税の納税猶予特例の適用を受けております。

荒堀会長 相続税の納税猶予特例の適用を受けている場合、特例適用農地に倉庫等 を設置すると期限の確定となり、猶予されていた相続税と利子税を支払わ なければならなくなる可能性があります。申請対象外地に倉庫等を設置されてしまう可能性があるのではないでしょうか。

主 事 申請対象外地においては、所有者ご自身で農業を続けたいとの意向であり、倉庫等を設置する予定はないということを申請者に確認しております。申請地の西側に隣接している、所有者の土地を申請者が別途借り受け、倉庫、休憩所及び3台分程度の駐車場を建設する予定とのことです。

利用者が作付する農作物の苗や種や肥料は、利用者が自己負担するので 荒堀会長 すか。

主 農作物の苗や種や肥料はすべて基本利用料に含まれており、申請者側で 事 準備するとのことです。

申請地には申請者の職員が常駐するのですか。 荒堀会長

主 事 申請地に週3~5日程度勤務する管理人を申請者が配置し、利用者に対 する適正な農地管理に係る指導や、未貸付区画の肥培管理を行うとのこと です。

吉田委員 資料1の貸付協定について、「開設者が特定貸付農地を適切に利用してい ない場合等の協定の廃止」という条文にて、開設者、すなわち本議案でい うところの申請者が協定に違反した場合、区が協定を廃止できる旨が定め られていますが、日頃の管理運営の確認の時期や回数はどういった形で行 うのですか。また、協定違反にあたるか否かの判断は、例えば事務局のみ で行うような形になるのですか。

主 事 協定では、開設者が協定に違反した場合、「区が」協定を廃止できるとさ れています。しかし、事務局のみでは判断がつかない部分もありますので、 農業委員の皆様にもご協力いただきながら管理運営の確認を行っていきた いと考えています。また、管理運営の確認の時期や回数は、事務局のほう で随時現地確認を実施するほか、農地利用調査等の機会においても適宜確 認してまいります。

管理運営の確認や協定違反にあたるか否かの判断は、区のみが行うので はなく、開設者や所有者も巻き込んで、複数の視点から判断していくべき だと思います。

おっしゃるとおりです。今後、当該申請地の買取申出があった場合、主 たる従事者証明を発行することとなりますが、「主たる従事者」としての証 明を受けるには、所有者が年間40日以上管理運営に携わる必要がありま す。所有者と区で連携した管理運営を行ってまいります。また、開設者も、 肥培管理が適正でないと判断された場合は協定廃止となり、農園も閉鎖と なることは重々承知しています。所有者、開設者そして区の3者間で連携 し、管理運営の確認を徹底してまいります。

仮に協定が廃止となった場合、損害を被る可能性が最も高いのは所有者 であろうかと思います。当該申請地の買取申出があり、所有者が主たる従 事者としての証明を受けるためには、当該申請地に係る管理運営に年間の 1割以上従事なければならないと定められています。このことについては、 所有者に自身の不利益とならないためにもやっていただけると認識してい ますので、実際に協定を締結する際に改めて説明してまいります。

3台分程度の駐車場を準備する予定とのことですが、200区画以上あ るとのことですし、農園の規模に対してあまりにも少なく、管理が困難と なるのではないかと感じます。また、利用者が農園に出入りすることで、 相当な量の土が道路へ出てしまうことが考えられます。利用者への指導を 徹底する等、近隣住民の生活への影響も考慮すべきだと思います。

吉田委員

主 事

事務主查

鹿濱委員

事務主査

まず、駐車場についてですが、事務局から申請者に対し、想定される利用者について確認したところ、申請地から半径3キロメートルから5キロメートルの範囲内に居住している人を想定しているとのことです。これは、申請者が過去開設してきた市民農園の利用者のうち、同程度の範囲に居住している人が主であるという統計に起因しています。こうしたことから、車での利用者はさほど多くないと判断しているとのことでした。

次に、農地外への土砂の流出といった近隣住民の生活への影響については、鹿濱委員からご指摘のあったとおりです。今後は事務局から申請者に対する指導や、近隣住民の生活へ影響を及ぼさないためのルールづくりを行ってまいりたいと考えています。

荒堀会長

それでは、この議案については、来年1月9日開催予定の第18回農業 委員会定例会で再度、審議することといたします。

荒堀会長

次に、日程第3、報告事項の1、『農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理通知書発行に関する報告について』です。

本件について、事務局から報告願います。

(事務局主事が議案書に従い、事務長専決事項「農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理通知書発行」について、土地の表示、 賃貸借の有無、届出者、施設の概要、届出月日を報告。)

荒堀会長

只今の報告について、ご質問はありますか。

(な し)

荒堀会長

それでは、報告のとおり、ご了承願います。

(了承)

荒堀会長

次に、報告事項の2、『農地法第5条第1項第6号の規定による農地の 転用届の受理通知書発行に関する報告について 』です。

本件について、事務局から報告願います。

(事務局主事が議案書に従い、事務長専決事項「農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届の受理通知書発行」について、土地の表示、 賃貸借の有無、譲受人、譲渡人、施設の概要、届出月日を報告。)

荒堀会長

只今の報告について、ご質問はありますか。

(な し)

荒堀会長

それでは、報告のとおり、ご了承願います。

(了承)

荒堀会長

次に、報告事項の3、『 生産緑地の買取りについて 』です。

本件について、事務局から報告願います。

(事務局主事が議案書に従い「生産緑地の買取り」について、買取り申出者、買取り申出の理由、対象となる生産緑地、買取り申出日、行政機関の買取りの有無、農業者へのあっせんについて報告。)

荒堀会長

只今の報告について、ご質問はありますか。

(な し)

荒堀会長

それでは、報告のとおり、ご了承願います。

(了承)

荒堀会長 次に、報告事項の4、『国有農地の一時使用の完了について』です。 本件について、事務局から報告願います。

> (事務局主事が議案書に従い、対象国有農地、貸付状況、使用目的、使 用期間、原状復旧完了日、通知日について報告。)

荒堀会長 只今の報告について、ご質問はありますか。

(な し)

荒堀会長それでは、報告のとおり、ご了承願います。

(了承)

荒堀会長 次に、日程第4、協議事項の1、『 平成30年度国有農地現地調査の 実施結果について 』です。

本件について、事務局から説明願います。

(協議事項の1について、事務局主事が説明した後、国有農地担当の委員から調査結果を報告。)

荒堀会長それではまず、西部地区担当の馬場委員から報告をお願いいたします。

馬場委員 (別紙1の実績表に基づき、1から26の農地状況について説明。)

荒堀会長続いて、東部地区担当の星野委員から報告をお願いいたします。

星野委員 (別紙1の実績表に基づき、27から40の農地状況について説明。)

荒堀会長 各々の説明について、ご質問はありますか。

荒堀会長 本件については、毎年問題箇所を東京都に報告しているにもかかわらず、一向に改善が見られませんが、どうしたものでしょうか。

主 事 東京都でも少しずつ改善を図っているようですが、今回は近隣住民から 管理に関するクレームが寄せられた農地もありました。事務局としては、 ひめて東京都に対し改善を促していきたいと考えています。

荒堀会長 これは単に足立区に限った問題ではなく、他の自治体にもこうした管理 不適切な農地があることと思います。他の自治体とも足並みを揃えて対応 を求める必要があると思います。

事務主査 おっしゃるとおりです。都内の国有農地は東京都が管轄しているため、 2 3区で足並みを揃えて意見を出していく必要があります。対策について は今後検討いたします。

荒堀会長それでは、只今の説明のとおり、東京都に報告することといたします。

(了承)

荒堀会長他に、何かありますか。

(事務局事務主査が 活動報告と今後の予定について 「千住ネギ」の 生育状況について 第58回企業的農業経営顕彰事業における受賞者の決 定について 農業委員会だより第43号の掲載記事について 光の祭典2 018物産店出展事業の実施結果について 農業保険制度への加入推進に 対する協力について 平成30年度足立区区民農園応募結果について 農 業委員会・農業会議提携活動の成果・課題と今後の取り組みについて、を 説明。)

荒堀会長他に、何かありますか。

(な し)

荒堀会長 以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。 これをもちまして、第17回足立区農業委員会会議を閉会いたします。 ありがとうございました。